
当座勘定規定(一般用)

1. (当座勘定取引契約の成立)

この当座勘定取引に係る契約は、お客さまから当座勘定取引に係る当金庫所定の申込書の提出による申込みを受け、当金庫がこれを承諾したときに成立するものとします。

2. (反社会的勢力との取引拒絶)

この当座勘定は、第27条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第27条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

3. (当座勘定への受入れ)

- (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。ただし、令和8年10月1日以降は他金融機関を支払人および支払場所とする手形・小切手は受入れません。
- (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、当金庫所定の方法により表示する代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

4. (証券類の受入れ)

- (1) 証券類を受入れた場合には、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

5. (本人振込み)

- (1) 当金庫の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当金庫で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当座勘定への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

6. (第三者振込み)

- (1) 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第4条と同様に取扱います。
- (2) 第三者が当金庫の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第5条と同様に取扱います。

7. (受入証券類の不渡り)

- (1) 前4条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落とし、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、第6条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。
- (2) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

8. (手形、小切手の金額の取扱い)

手形、小切手を受入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

9. (手形、小切手の支払等)

- (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、令和8年9月30日を越えて振出した場合は、当座勘定から支払いません。

-
- (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。
 - (3) 当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。
 - ①届出または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。
 - ②小切手を使用する方法。
 - (4) 前項①の払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定出金通帳から切り離さず提出してください。また、払戻しに際して、正当な権限を有することを確認するために当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。
この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。

10. (手形、小切手用紙)

- (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用し、令和8年9月30日までに振出してください。
- (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ令和8年9月30日までに振出された手形であることを確認してください。
- (3) 前2項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。
- (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。
- (5) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- (6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

11. (支払の範囲)

- (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払業務を負いません。
- (2) 呈示された手形、小切手等は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。
- (3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

12. (支払の選択)

同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

13. (過振り)

- (1) 第11条の第1項にかかわらず、当金庫の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払をした場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。
- (2) 前項の不足金に対する損害金の割合は年14.6%（年365日の日割計算）とし、当金庫所定の方法によって計算します。
- (3) 第1項により当金庫が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。
- (4) 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払がない場合には、当金庫は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。
- (5) 第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

14. (手数料)

- (1) この当座勘定に当金庫所定の枚数を超える硬貨にて預入れをされる場合、当金庫所定の手数料をいただきます。

-
- (2) この当座勘定から当金庫所定の枚数を超える金種指定による払戻しをされる場合、当金庫所定の手数料をいただきます。
15. (手数料等の引落とし)
- (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。
- (2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当金庫所定の手続をしてください。
16. (支払保証に代わる取扱い)
- 小切手の支払保証はしません。
17. (印鑑等の届出)
- (1) 当座勘定の取引に使用する印鑑(または署名鑑)は、当金庫所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。
- (2) 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑(または署名鑑)を前項と同様に届出てください。
18. (届出事項の変更)
- (1) 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号、在留資格・在留期間その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。
- (2) 前項の届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (3) 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) 当座勘定の開設の際には、当金庫は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当店に届出てください。
19. (印鑑照合等)
- (1) 手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 手形、小切手として使用された用紙(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、相当の注意をもって第10条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- (3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。
20. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)
- (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、令和8年9月30日を越えて振出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
21. (線引小切手の取扱い)
- (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、令和8年9月30日を越えて振出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。

-
- (2) 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当金庫はその責任を負いません。また、当金庫が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。
22. (自己取引手形等の取扱い)
- (1) 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行なうことなく、支払をすることができます。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
23. (利息)
- 当座勘定には利息をつけません。
24. (残高の報告)
- 当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当金庫所定の方法により報告します。
25. (譲渡、質入れの禁止)
- この預金は、譲渡または質入れすることはできません。
26. (取引の制限等)
- (1) 当金庫は、**預金者に関する情報（個人の場合には、氏名、住居、生年月日、取引目的、職業、国籍、在留資格・在留期限満了日、経済制裁対象国等との取引・資産の有無、法人の場合には、名称、本店または主たる事務所の所在地、取引目的、事業の内容、実質的支配者の氏名、住居および生年月日）等、および具体的な取引の内容等（以下、「預金者情報」といいます。）**を適切に管理把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。**また、預金者情報等に変更があった場合は、速やかに当金庫に届け出てください。**
- (2) **預金者から正当な理由なく届出いただくべき事項の届出がない場合、前項の各種確認や資料の求めに対し、何ら回答なく指定された提出期限や在留期限が経過した場合、預金者情報等に変更があったにもかかわらず届出がない場合、その他預金者がこの規定に違反し、または預金者情報と照らし預金者との取引を継続することが不適切である当金庫が判断した場合には、入金、払戻し、振込、外国送金等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。**
- (3) **3年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し、振込、外国送金等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。**
- (4) **日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ、適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当金庫に届出した在留期限が経過しても新たな在留資格および在留期間等の届出がない場合には、入金、払戻し、振込、外国送金等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。**
- (5) **前2項から4項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し、振込、外国送金等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。**
- (6) **前2項から5項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。**
27. (解約)
- (1) この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
-

-
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この当座勘定の預金者が第25条に違反したとき
 - ③ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項、および前条第1項もしくは第3項にもとづく各種確認や提出された資料等に関し、預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出に偽りがあることが明らかなる場合
 - ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他本号AからDに準ずる行為
- (4) 前2項により、この預金が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (5) 当金庫が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、取引先が到達を妨げるなどして通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (6) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当金庫が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

28. (通知等)

届出のあった氏名、名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着したとき、到達しなかったときまたは預金者が到達を妨げたときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

29. (成年後見人等の届出)

-
- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に届出てください。
 - (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
 - (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
 - (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
 - (5) 前4項の届出の前に当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った取引については、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人が取消しを主張できない有効な取引として扱います。

30. (取引終了後の処理)

- (1) この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当金庫はその支払義務を負いません。
- (2) 前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

31. (手形交換所規則による取扱い)

- (1) この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
- (2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第9条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- (3) 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

32. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当金庫に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとします。
 - ② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③ 前号の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
 - ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当金庫の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

33. (休眠預金等活用法に関する特約の適用)

当金庫は、この預金について、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（休眠預金等活用法）にもとづく特約を適用します。

34. (規定の変更)

当金庫は、金融情勢の状況変化その他相当の事由があると認められる場合には、本規定の各条項その他の条件を店頭表示、当金庫のウェブサイトの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更することができるものとします。当該変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。適用開始日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当該変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以上

約束手形用法

- 1. この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
- 2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
- 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。
- 4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。
なお、文字による複記はしないでください。
(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり壱、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。
また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
- 5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。
- 6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(下図斜線部分)は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。
- 7. 手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当金庫所定の用紙によりただちに届出てください。
- 8. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。
- 9. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

● 金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2				3		4			5		6		7		
漢數字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質

	8		9		10		100			1,000			10,000	
漢数字	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

<その他> 金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上記以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

● 約束手形用紙

以上

為替手形用法

1. この手形用紙を用紙のままで他人に譲り渡すことはしないでください。
2. 手形のお振出しにあたっては、支払人(引受人)が金融機関と当座勘定取引があることをできるだけ確かめてください。
3. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。
5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。
なお、文字による複記はしないでください。
(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり壱、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。
また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。
7. 当店を支払場所とする手形のお引受けにあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名なつ印には、当店へお届けのご印章を使用してください。
8. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(下図斜線部分)は使用しないでください。
9. 手形用紙は大切に保管してください。当店を支払場所とする手形について、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当金庫所定の用紙によりただちに届出てください。
10. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。
11. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

	1			2				3		4			5		6		7		
漢数字	壹	貳	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質
	8		9		10		100		1,000			10,000							
漢数字	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬					

※お取扱い上の誤り防止等のため、上記以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

			
支払人（引当入者）		支払期日 令和 年 月 日	
取 入	額	支払地	
印 紙	金額	支払場所	
(受取人)		税引率	
令和 年 月 日	印紙証書不渡	令和 年 月 日	
経山越 付 荷	振出人	振出先	

小切手用法

1. この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。なお、令和8年9月30日を越えて振出した場合は、当座勘定から支払いません。
3. 小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり壱、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。
6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記がQRコード欄に重なることがないようにしてください。
7. 小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当金庫所定の用紙によりただちに届出てください。
8. 小切手用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。
9. 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

● 金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2				3		4			5		6		7		
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質
	8		9		10		100			1,000			10,000						
漢数字	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬					

<その他> 金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上記以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

以上